

高知県中小企業・小規模企業振興条例

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、県、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業支援団体、金融機関等、大学等及び県民の責務及び役割等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業・小規模企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であつて県内に事務所又は事業所（以下この号において「事務所等」という。）を有するもの及び同条第5項に規定する小規模企業者であつて県内に事務所等を有するものをいう。
- (2) 中小企業・小規模企業支援団体 商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の中小企業・小規模企業に対する支援を行う団体及び公益財団法人高知県産業振興センターをいう。
- (3) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融機関及び信用保証協会をいう。
- (4) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条の大学、同法第115条の高等専門学校及び研究機関をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 中小企業・小規模企業の経営の改善及び向上を図るための創意工夫及び自主的な取組を支援すること。
- (2) 中小企業・小規模企業が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという認識の下に行うこと。
- (3) 本県の多様な人材、技術、自然その他の地域資源の活用を図ること。
- (4) 中小企業・小規模企業の経営の規模及び形態に十分に配慮すること。
- (5) 県、市町村、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業支援団体、金融機関等、大学等、県民その他の中小企業・小規模企業の事業活動に関係する者が、相互に連携し、及び協力すること。
- (6) 年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、全ての県民が活躍することができる社会の実現に資すること。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、他の地方公共団体、中小企業・小規模企業支援団体、金融機関等、大学等その他関係機関との連携に努めるものとする。

(中小企業・小規模企業の役割)

第5条 中小企業・小規模企業は、基本理念にのっとり、経済的及び社会的な環境変化に応じて、経営の向上及び改善に自主的に努めるものとする。

2 中小企業・小規模企業は、人材の育成、福利厚生の充実その他雇用環境の整備を行うよう努めるものとする。

3 中小企業・小規模企業は、事業活動を通じて、地域の振興に寄与するよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業支援団体の役割)

第6条 中小企業・小規模企業支援団体は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の実態を把握し、経営の改善及び向上に対して積極的に支援するよう努めるものとする。

2 中小企業・小規模企業支援団体は、国、県、市町村等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第7条 金融機関等は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業に対し、円滑な資金の供給、経営の支援その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(大学等の役割)

第8条 大学等は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業が行う研究開発、技術の向上及び人材の育成に対する協力その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(県民の役割)

第9条 県民は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の振興が、地域の経済の活性化、雇用の機会の創出及び県民生活の向上に寄与することについての理解を深めるとともに、中小企業・小規模企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(県及び市町村の協力)

第10条 県及び市町村は、それぞれが実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(施策の基本方針)

第11条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

(1) 中小企業・小規模企業の経営基盤の強化及び経営の革新を促進すること。

- (2) 中小企業・小規模企業の創業の促進及び事業の承継の円滑化を図ること。
- (3) 中小企業・小規模企業の販路等の拡大を図ること。
- (4) 中小企業・小規模企業に対する資金供給の円滑化を図ること。
- (5) 中小企業・小規模企業の事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。
- (6) 中小企業・小規模企業の振興を通して、地域の活性化及び多様な資源の活用を促進すること。
- (7) 中小企業・小規模企業の環境の変化への適応の円滑化及び災害等への対応を促進すること。

(指針の策定等)

第12条 知事は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進するための指針（以下この条において「指針」という。）を策定するものとする。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 中小企業・小規模企業の振興に関する施策の基本的方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を推進するために必要な事項

3 知事は、指針を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第14条に規定する高知県中小企業・小規模企業振興審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、指針を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(財政上の措置)

第13条 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(高知県中小企業・小規模企業振興審議会)

第14条 中小企業・小規模企業の振興に関し、重要事項を調査審議させるため、高知県中小企業・小規模企業振興審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、第12条第2項各号に掲げる事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じて、中小企業・小規模企業の振興に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に定めるもののほか、中小企業・小規模企業の振興に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員20人以内で組織する。

5 委員は、中小企業・小規模企業の振興に関し学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(高知県中小企業基本対策審議会条例の廃止)

2 高知県中小企業基本対策審議会条例（昭和38年高知県条例第26号）は、廃止する。